

史学委員会文化財の保護と活用に関する分科会
(第25期・第3回)
議事要旨

日時：2021年9月24日（金）9時30分～12時40分

会場：オンライン開催

出席者：福永伸哉、芳賀満、菊地芳朗、松本直子、臼杵勲、内山幸子、恵谷浩子、大久保徹也、佐藤宏之、佐藤義明、瀬谷愛、辻田淳一郎、林部均、松田陽、宮路淳子（以上15名）

欠席者：奥村弘

書記担当：菊地芳朗、松本直子

（1）前回議事要旨の確認

異議無く承認された。

（2）諸問題の報告と検討

①辻田淳一郎委員「文化財専門職と大学の考古学教育」

辻田委員より、文化財専門職の養成という観点から見た場合の大学考古学教育の現状と課題について報告があった。おもな内容は次の通り。

・文化財の保護と活用に関する分科会2017年提言「持続的な文化財保護のために一特に埋蔵文化財における喫緊の課題一」の論点の確認

・考古学教育と文化財専門職をめぐる現状

学問としての考古学の体系的修得に加えて埋蔵文化財行政に関わる事項を大学教育で教えることの難しさ。

文化財専門職の「需要」と「供給」の推移を分析

・考古学教育の現場から

こんにちの文化財専門職においては、多岐にわたる文化財の基礎知識、行政面を含む多様な分野の知識が必要だが、学部専門課程の2～3年間で何を学ぶべきか判断が難しい。

学部専門課程と大学院課程で育成する人材像の目標設定が重要。

・今後の課題

大学側と専門職現場側との協業による長期的視点に立った人材育成の必要性。

「調査・研究」と「文化財保護」の両面から、20年後、50年度、100年後を見据えた考古学教育。

報告を受けて、種々の意見交換、質疑応答を行った。

② 恵谷浩子委員「文化財防災センターの設立と現在の取り組み」

恵谷委員より、2020年10月1日に国立文化財機構（奈良文化財研究所）に設置された文化財防災センターの趣旨、組織、事業の概要等について、及び「文化的景観」の防災・災害復旧の仕組み、事例、課題等について報告があった。おもな内容は以下の通り。

○ 文化財防災センターについて

[使命]

- ・多様な文化財を対象にこれまで築き上げてきた文化財等関連組織の幅広いネットワークを生かし、わが国の文化財防災の体制を構築する。災害時にはネットワークのハブとなる。
- ・有形文化財だけでなく、無形文化財、民俗文化財等幅広く対象とする点が従来と異なる。記念物も対象とするが、現状は減災に関する技術開発が中心。
- ・防災、減災の体制作り、技術開発、各地の救援活動の支援など。

[活動]

- ・事業の5つの柱は、地域防災体制の構築・災害時ガイドラインの整備・技術開発・普及啓発・情報の収集活用。指定・未指定を問わず対象とする。
- ・都道府県を窓口にして連携体制を構築しようとしている。平常時からの連携を図る。8名の職員が担当県を決めて対応。コロナ禍の影響もあるが、各県の担当との連絡をとっている。
- ・平常時には、情報提供・共有、体制作り、研修・講演会などの講師派遣は安定してできるようになった。地域からの要望に応えられる。
- ・災害発生時には、県で対応できない案件（文化庁と協議・対応する案件を除く）について文化財防災センターに相談、センターは支援を検討・調整し、対応可能な団体・機関による支援を実施。

[課題]

- ・建造物には一定の経験の蓄積があるが、無形文化財と記念物については蓄積が不十分である。現在、文化財レスキュー事業と建造物の防災対策の初動フローの統一にとりくんでいる。
- ・機構内部でも併任になっていないスタッフには情報が届かず、情報共有が進んでいない。

○ 「文化的景観」に即した文化財防災について

- ・2004年の文化財保護法改正によって定義。「重要文化的景観」として農村から都市まで70件（2021年9月段階）が選定。

・面積が広いので、さまざまな災害が起こる可能性があり、少ない担当者では対応が難しい。

・「重文景」に関わる国庫補助事業の補助率は、平常時 50%、災害復旧 70%、激甚災害 90%。

・災害復旧には文化庁だけでなく国交省・農水省などの災害復旧関連経費が使われる。文化庁予算と比べて国交省の予算は額が多く、短期間で復旧可能。ただし、国交省の原形復旧は設計基準の問題もあって元通りには戻せない。石積みがコンクリートになることもあり。その場合でも文化財担当者は関与できない。例) 四万十川流域の沈下橋の修理事業。

報告を受けて、種々の意見交換、質疑応答を行った。

③佐藤義明委員「文化財と国際法―人災・天災と文化遺産の保護を中心として」

佐藤委員より、法学の観点から、武力紛争時の文化財保護の問題を中心に国際法との関係を踏まえた報告があった。おもな内容は次の通り。

・国際法学会が 10 月 31 日に市民講座を開く。韓国を中心とした文化財返還問題など。水中文化財については一段落ついた。保全するのか、活用するのか、についての一定の指針を考えている。

・本分科会における用語について法学の視点からは違和感あり。たとえば「文化財は国民共有の財産」という表現がみられるが「共有」は民法上の定義を持つ厳密な語である。また「災害発生時」の対語として「平時」が使われているが、「平時」には武力紛争に関わる含意があり、「平素」「平常時」という語が妥当ではないか。用語について法律家が参加して議論することは意義がある。

・武力紛争時の文化財の保護。人災なので予見可能であり、備えておく必要がある。第 2 次大戦時にレンブラントの『夜警』を避難させたときのように。茶室の移築、写しを作っておくなど。被害を最小限に留めるための方策を考えておく。日本では優先順位が高くないかもしれないが。

・国際法上、文化財を標的とした攻撃は当初一律禁止ではなかった。軍事上の必要があれば付随的損害は仕方ないと考えられていた。軍事施設と明らかに区別されている場合はそれ自体を攻撃することは許されないとされた。その後、第 2 次世界大戦中には世界的に大きな被害が出たため、とりわけ重要なものについては特別保護の制度ができたが、条件が厳しいため登録は進んでいない。登録すると「標章」を使用することができる。国民一般、自衛隊、海外の軍関係者がどこまで知っているかは疑問。

・1977 年ジュネーブ諸条約追加議定書で逸脱条項が外れ、文化財への攻撃が戦争犯罪とされた。判決も出ているが、訴追される人は限られている。2004 年発

効のハーグ条約第二議定書では、重要な文化財を破壊する罪が定められた。

- ・日本が武力闘争の当事者になる可能性は低いかもしれないが、ゼロではない。台湾有事など。テロによる爆破は災害として対応。

- ・文化財は誰のものなのか。権限を誰に認めるのか。一度失われると戻らないものに、どう優先順位をつけるのか。自分が大切だと思っているものが保護されずに失われていく。

- ・人の保護と文化財の保護をどう考えるか等、今後考えていきたい。

報告を受けて、種々の意見交換、質疑応答を行った。

(3) その他

- ・学術会議をめぐる最近の動向について

「提言」を限定し、新たに「見解」という表出方法を設ける方向で検討が進められている。

- ・次回開催について

12月下旬に開催を予定。可能であれば対面で、無理ならオンラインで開催する。

以 上